富山県地域防災計画(地震・津波災害編、風水害編・火災編・個別災害編、雪害編)の修正の概要

1 計画修正の経過等

昭和37年12月 富山県地域防災計画を策定 昭和54年2月 地震編(現在の地震・津波災害編)作成 昭和57年12月 雪害編作成 昭和58年12月 風水害編・火災等編(現在の風水害編・火災編・個別災害編)作成 以後、随時修正

2 今回修正の趣旨

令和4年10月富山県防災危機管理センター供用開始、令和3年度に発生した災害、関連する法令の改正、その他最近の施策の進展等を踏まえた国の防災基本計画修正等を反映させるため、以下のとおり、地域防災計画を修正

3 主な修正内容

富山県防災危機管理センターを防災拠点施設として明記

本県の防災、危機管理の中核施設として、令和4年10月に供用開始した<u>「富山</u> 県防災危機管理センター」を地域防災計画に新たに明記

<冨山県防災危機管理センターの特徴>

- ①常設の災害対策本部員会議室、災害対策本部室のほか、関係機関が活動 するためのスペースを設置
- ②映像情報システム(60型10面マルチディスプレイ)を導入し、各種防災システムの情報や被災映像などをリアルタイムで関係機関へ配信
- ③平常時は防災関係者の研修の場として活用
- ④広域消防防災センターは、災害時は災害応急活動の支援拠点として対応し、 平時には実践的な訓練を実施するなどそれぞれの施設の機能を有効に活用
- ⑤交流・展示ホールでは県民の憩いの場とするほか、防災意識の啓発を図る ため映像やパネルを展示
- ⑥免震構造、耐浸水性を確保、72時間以上のライフライン自立・代替機能

地域防災力の向上等を踏まえた修正

- ・防災行動計画(タイムライン)の効果的な運用
- ・防災士養成研修の拡充
- ・マイ・タイムラインの普及啓発

令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

- ○盛土による災害の防止に向けた対応
- ・危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導等 〇安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
- ○安省不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 ・「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基 づく手続等の整理
- ・災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み
- ○適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 ・ 対象における ※ 欧田 号等が会画した 欧 ※ 教育の推進
- ・学校における消防団員等が参画した防災教育の推進 ・避難情報の発令に関する富山地方気象台等による助言

関連する法令の改正を踏まえた修正

- <津波対策の推進に関する法律の改正>
- ○津波対策の推進
- ・地域の特性に応じた避難施設等の整備の推進
- <豪雪地帯対策特別措置法の改正>
- ○豪雪地帯における雪害対策の推進
- ・安全に屋根雪下しをするための、命綱固定アンカーの設置の促進等